

(1) パートナーシップ制度の概要

県内市町のパートナーシップ宣誓に係る要件

	一関市（令和4年12月導入）	盛岡市（令和5年5月導入）	宮古市（令和5年9月導入）	矢巾町（令和5年10月導入）
実施根拠	要綱	要綱	要綱	要綱
対象者	戸籍上の性別に関わらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティであるお二人。	互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること。【事実婚含む】	互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力しながら生活することを約束したお二人。【事実婚含む】	戸籍上の性別にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任をもって相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである二人。
要件	以下の要件を全て満たすこと。 ①宣誓日当日において民法第4条に規定する成年(満18歳)に達していること。 ②双方又は一方が、一関市内に住所を有していること、または市内に転入予定であること。 ③配偶者がいないこと。 ④宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップに類する関係（異性間の事実婚を含む。）にないこと。	以下の要件を全て満たすこと。 ①成人（18歳以上）であること。 ②少なくとも一方が市内に居住し住民票があること。（宣誓する日から3か月以内の市内への転入予定を含む） ③配偶者がいないこと。 ④他の方とパートナーシップの関係にないこと。 ⑤民法で定められている近親者でないこと。（ただし、養子縁組によって近親者となった	以下の要件を全て満たすこと。 ①民法で定められている成年（18歳）に達していること。 ②少なくとも一方が市内に住所を有していること。または、宣誓後3か月以内に宮古市への転入を予定していること。 ③配偶者がいないこと。 ④宣誓する方以外とパートナーシップ関係がないこと。 ⑤民法で定められている近親者ではないこと。	以下の要件を全て満たすこと。 ①宣誓日当日、民法第4条に規定する成年（18歳）であること。 ②双方又は一方が、矢巾町内に住所を有していること。 ③双方に配偶者がいないこと。 ④宣誓しようとする相手以外の人とパートナーシップに類する関係（異性間の事実婚を含む。）にないこと。 ⑤双方が近親者（直系血族並

(1) パートナーシップ制度の概要

	<p>⑤民法第 734 条から第 736 条の規定により婚姻を禁止されている関係（近親者、直系姻族、養親子等）にないこと。</p> <p>⑥過去に、当市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。</p> <p>【それぞれの子及び親を含めて宣誓を行う場合は、その子または親が以下の要件を満たしていること】</p> <p>①宣誓する人の双方又は一方と生計が同一であること。</p> <p>②宣誓日当日において満 15 歳以上の子または親については、本人の同意があること。</p>	<p>場合を除く。）</p> <p>【ファミリーシップの宣誓を行う場合は、以下の要件を満たしていること】</p> <p>①子については、宣誓しようとする者の双方または一方と生計が同一であること。親については、生計同一を問わない。</p> <p>②満 15 歳以上である子及び親については、本人の同意があること。</p>	<p>【ファミリーシップの宣誓を行う場合は、以下の要件を満たしていること】</p> <p>①対象とするお子さんや親ごさんの同意（15 歳以上の方）が得られていること。</p>	<p>びに 3 親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く。）</p> <p>⑥過去に、当町においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。</p> <p>【ファミリーシップの宣誓を行う場合は、以下の要件を全て満たしていること】</p> <p>①宣誓する双方又は一方と生計が同一であること。</p> <p>②宣誓日当日において満 15 歳以上の子又は親については、本人の同意があること。</p>
--	---	---	---	---

【参考】

- ・「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック」